

難民等認定手続案内

【第6版】

2024年12月
出入国在留管理庁

は じ め に

難民認定手続案内（第1版）は、我が国の難民の地位に関する条約等への加入に伴い、難民認定手続を整備するため、1981年に一部改正された出入国管理及び難民認定法を基に編集したものです。

その後、2004年6月2日に公布された、仮滞在許可制度及び難民審査参与員制度の創設を内容とする「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」の内容を基に、加筆・修正を加えて第2版を発行、一時庇護手続について記載した第3版を発行、2009年7月15日に公布された、新たな在留管理制度の導入を内容とする「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」の内容を基に加筆・修正を加えた第4版を発行、2016年4月1日に施行された、不服申立ての手続を審査請求に一元化することなどを内容とする行政不服審査法の全部改正を受けて第5版を発行してまいりました。

今般、2018年12月14日に公布された、出入国在留管理庁の設置等を内容とする、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」及び2023年6月16日に公布された、補完的保護対象者認定制度の創設等を内容とする、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理の特例法の一部を改正する法律」の内容を基に加筆・修正を加えた第6版を発行するものです。

2024年12月
出入国在留管理庁

目 次

第 1	日本の難民認定制度及び補完的保護対象者認定制度の概要	1
第 2	難民の認定又は補完的保護対象者の認定を受けた外国人が享受できる権利又は利益	2
1	永住許可要件の一部緩和	2
2	難民旅行証明書の交付	2
第 3	難民等認定手続	3
1	申請手続	3
(1)	申請期間	3
(2)	申請窓口	3
(3)	申請に必要な書類	3
(4)	難民又は補完的保護対象者であることの立証	4
2	仮滞在の許可	4
(1)	仮滞在許可による滞在	5
(2)	仮滞在許可書	5
(3)	仮滞在許可期間及び同期間の延長	5
(4)	仮滞在許可の条件	5
(5)	報酬を受ける活動の許可	5
(6)	仮滞在の許可の取消し	6
3	難民認定証明書等の交付	6
4	在留資格に係る許可	6
第 4	審査請求	7
1	審査請求手続	7
(1)	審査請求人	7
(2)	審査請求ができる期間	7
(3)	審査請求の窓口	7
(4)	審査請求に必要な資料	7
2	難民審査参与員	7
3	法務大臣の裁決	7
第 5	難民旅行証明書	8

1	申請窓口	8
2	申請に必要な書類	8
(1)	提出書類	8
(2)	提示書類	8
3	難民旅行証明書の有効期間	8
4	手数料	9
第6	一時庇護のための上陸許可	10
1	申請	10
(1)	申請	10
(2)	申請方法	10
2	申請に必要な書類	10
(1)	提出書類	10
(2)	提示資料	10
3	一時庇護許可書の交付	10
付録	難民認定手続・補完的保護対象者認定手続図解	11

第1 日本の難民認定制度及び補完的保護対象者認定制度の概要

難民の地位に関する条約（以下「難民条約」という。）及び難民の地位に関する議定書（以下「議定書」という。）が1982年に我が国について発効したことに伴い、難民条約及び議定書の諸規定を国内で実施するため、難民認定制度が整備されました。この制度では、難民である外国人は、難民認定申請を行い、法務大臣から難民であるとの認定を受けることができ、また、難民条約に規定する難民としての保護を受けることができます。

本案内でいう「難民」とは、難民条約第1条又は議定書第1条の規定により定義される難民を意味し、それは、人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由として迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができないか又はそれを望まない者とされています。

難民認定手続とは、外国人がこの難民の地位に該当するかどうかを審査し決定する手続です。

一方で、近年、紛争避難民のように、難民条約上の難民には該当しないものの、難民と同様に保護を必要とする外国人が増加していることを受け、2023年12月1日、補完的保護対象者認定制度が開始されました。この制度では、本邦にある外国人は、難民認定申請又は補完的保護対象者認定申請を行い、法務大臣から補完的保護対象者であるとの認定を受けることができます（難民認定申請をした外国人について、難民の認定をしない処分がされる場合に、当該外国人が補完的保護対象者に該当すると認められるときは、補完的保護対象者として認定されます。）。

本案内でいう「補完的保護対象者」とは、難民条約上の難民以外の者であって、難民条約上の要件のうち、「迫害を受けるおそれがある理由が、人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見であること」以外の要件を満たす者とされています。

なお、本案内において、難民と補完的保護対象者を合わせて「難民等」といい、難民認定手続と補完的保護対象者認定手続を合わせて「難民等認定手続」といいます。

第2 難民の認定又は補完的保護対象者の認定を受けた外国人が享受できる利益

難民の認定又は補完的保護対象者の認定を受けた外国人は、次のような利益を受けることができます。

1 永住許可要件の一部緩和

日本に在留する外国人が永住許可を受けるためには、

① 素行が善良であること

② 独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること

の2つの要件を満たし、かつ、その者の永住が日本国の利益に合すると認められなければならないとされています。

しかし、難民の認定又は補完的保護対象者の認定を受けて在留する外国人は、このうち②の要件を満たさない場合であっても、法務大臣の裁量により永住許可を受けることができます。

2 難民旅行証明書の交付（難民の認定を受けた外国人に限ります。）

難民の認定を受けた外国人が外国に旅行しようとするときは、難民旅行証明書の交付を受けることができます。難民旅行証明書を所持する外国人は、その証明書に記載されている有効期間内であれば、原則として何度でも日本から出国し、日本に再入国することができます（申請手続等については、本案内第5を参照。）。

なお、補完的保護対象者の認定を受けた外国人が外国に旅行しようとするときは、難民旅行証明書の交付は受けられないものの、再入国許可書の交付を受けることができます。

第3 難民等認定手続

1 申請手続

(1) 申請期間

難民等認定申請の期間について制限する規定はありません。

(2) 申請窓口

難民等認定申請は、申請者の住居地（住居地がないときは宿泊先等の所在地。以下「住居地等」といいます。）を管轄する地方出入国在留管理局、支局及び出張所で行うことができます。

申請は、申請者本人が自ら出頭して行ってください。ただし、申請者が16歳未満である場合や病気その他の理由により自ら出頭できない場合は、父母、配偶者、子又は親族がその者に代わって申請を行うことができます。

地方出入国在留管理局・支局における窓口については、本案内の最終ページを参照してください。

(3) 申請に必要な書類

申請には、次の書類が必要です。なお、怪我や身体の障害などの特段の事情があるため難民・補完的保護対象者認定申請書の記載ができない外国人は、申請書に代えて申請書に記載すべき事項を入国審査官又は難民調査官に陳述してもよいことになっています。

① 提出書類

ア 難民・補完的保護対象者認定申請書（入管庁のホームページに掲載されているほか、窓口でも配布しています。） 1 通

※ 過去に難民等の認定をしない処分を受けたことがある外国人は再申請用の申請書を提出する必要がありますので、御留意ください。

イ 申請者が難民又は補完的保護対象者であることを証明する資料（難民又は補完的保護対象者であることを主張する陳述書を含む。） 1 通

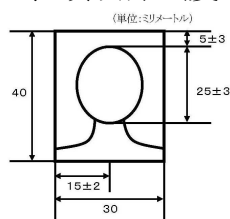
ウ 写真（以下の要件を満たし、裏面に氏名が記載されているもの。） 1 葉
（ただし、在留資格未取得外国人については、2 葉）

【要件】

（ア）申請者本人のみが撮影されたものであること

（イ）写真の寸法

縁を除いた部分の寸法が、下記の寸法を満たしたものであること（顔の寸法は、頭頂部（髪を含む。）からあご先まで）



(ウ) 無帽で正面を向いたものであること(宗教上又は医療上の理由により本要件を満たす写真を提出することができない特段の事情がある場合、当該事情に係る陳述書(任意様式)を提出してください。)

(エ) 背景(影を含む。)がないものであること

(オ) 鮮明であること(写真の焦点が合っているもの、しみ、汚れ、穴等がなく、顔写真に影がないもの、衣服や頭髮等により目、鼻、口等が隠れていないもの、背景がないもの等。出入国在留管理庁ホームページに掲載している申請用写真の見本・事例集を参照してください。)

(カ) 提出の日前6か月以内に撮影されたものであること(入院中のため写真を撮影することができないなど、6か月以内に撮影した写真を提出できないことについてやむを得ない理由がある場合には、可能な限り新しい写真を提出してください。)

エ 旅券又は在留資格証明書を提示できない者にあつては、その理由を記載した書類 1通

② 提示書類

ア 中長期在留者にあつては、旅券及び在留カード

イ 特別永住者にあつては、旅券及び特別永住者証明書

ウ 中長期在留者及び特別永住者以外の者にあつては、旅券又は在留資格証明書(監理措置中の者にあつては、監理措置決定通知書)(仮放免中の者にあつては、仮放免許可書)

エ 仮上陸の許可、船舶観光上陸の許可、乗員上陸の許可、緊急上陸の許可、遭難による上陸の許可又は一時庇護のための上陸の許可を受けている者にあつては、当該許可書

(4) 難民等であることの立証

難民等の認定は、申請者から提出された資料や申請者の供述等に基づいて行われます。したがって、申請者は、難民等であることについて自ら立証することが求められます。なお、資料(陳述書を含む。)が外国語で作成されているときは、その資料の訳文を添付してください。

申請者の提出した資料のみでは十分な立証が得られない場合には、難民調査官が公務所等に照会するなどして、申請者の申し立てる事実の有無について調査し、難民等の認定が適正に行われるように努めます。

2 仮滞在の許可

不法滞在者等の在留資格未取得外国人から難民等認定申請があつたときは、その者の法的地位の安定を図るため、当該外国人が本邦に上陸した日(本邦にある間に難民等となる事由が生じた者にあつては、その事実を知った日)から6か月以内に難民等認定申請を行ったものであること、迫害を受けるおそれのあつた領域から直接本邦に入ったものであることなどの一定の要件を満たす場合には、仮に本邦に滞在することを許可し、その間は退去強制手続が停止されます。

なお、仮滞在許可の判断は、難民等認定申請者から提出のあつた難民・補完的保護

対象者認定申請書等の書類により行いますので、別途、仮滞在許可のための申請は必要ありません。

(1) 仮滞在許可による滞在

仮滞在許可を受けると一時的に退去強制手続が停止され、仮滞在期間の経過等により当該許可が終了するまでの間は、適法に本邦に滞在することができます。

(2) 仮滞在許可書

法務大臣が仮滞在の許可をした外国人には、仮滞在許可書が交付されます。

許可を受けている間は、この許可書を常に携帯する必要があります。

(3) 仮滞在期間及び同期間の延長

仮滞在期間は、原則として6月です。

仮滞在期間の更新申請は、許可期限の10日前から、申請者の住居地等を管轄する地方出入国在留管理局、支局及び出張所で受け付けています。また、申請書は、入管庁のホームページに掲載されているほか、各地方出入国在留管理局、支局及び出張所の窓口で配布しています。

地方出入国在留管理局・支局における窓口については、本案内の最終ページを参照してください。

(4) 仮滞在許可の条件

仮滞在許可を受けた者は、住居や行動範囲が制限されるほか、難民調査官から出頭の要請があった場合には、指定された日時、場所に出頭して、難民等認定手続へ協力する義務が課されるなど、種々の条件が付されます。

(5) 報酬を受ける活動の許可

仮滞在の許可を受けた者が生計を維持するために必要な範囲で行う報酬を受ける活動について、相当と認められるときには許可される場合があります。

① 申請期間

仮滞在許可を受けた日から当該許可の満了日までの間

② 申請窓口

申請者の住居地等を管轄する地方出入国在留管理局、支局及び出張所で行うことができます。

③ 申請に必要な書類

ア 報酬を受ける活動許可申請書（入管庁のホームページに掲載されているほか、窓口でも配布しています。） 1通

イ 労働基準法第15条第1項及び同法施行規則第5条に基づき、労働者に交付される労働条件を明示する文書

ウ 就業予定機関について、本邦内に本店又は事業所等があることを疎明する資料（パンフレット、登記事項証明書など）

エ 就業予定機関の直近3ヶ月分の給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書の写し

オ 申請者の収入又は資産を疎明する資料

カ 同居者等の収入又は資産を疎明する資料（申請者と生計を一にする同居者等がいる場合）

キ 住居の賃貸借契約書の写し（賃貸借契約を締結している場合）

ク 各種団体や個人からの金銭援助を受けていること及び援助の内容を疎明する資料（各種団体や個人からの金銭援助を受けている場合）

ケ 写真（写真の規格については、前記1（3）の写真の要件を参照してください。）

④ 報酬を受ける活動の状況に関する届出

報酬を受ける活動の許可を受けた者は、報酬を受ける活動の許可を受けた日又は直近の届出の日から6月を超えない範囲で、住居地等を管轄する地方出入国在留管理局、支局及び出張所に出頭し、「報酬を受ける活動の状況に関する届出書」（入管庁ホームページに掲載されているほか、窓口でも配布しています。）を提出しなければなりません。

（6）仮滞在の許可の取消し

仮滞在の許可を受けた者がその付された条件に違反した場合、許可なく報酬を受ける活動を行った場合、不正に難民等認定を受ける目的で偽変造された資料を提出した場合、虚偽の陳述をした場合等には仮滞在の許可が取り消されることがあります。

3 難民認定証明書等の交付

法務大臣が難民であると認定した外国人には、難民認定証明書が交付され、補完的保護対象者であると認定した外国人には、補完的保護対象者認定証明書が交付されます。

難民認定申請を行った者が難民として認定されなかった場合でも、補完的保護対象者として認定された場合には、補完的保護対象者認定証明書が交付されます。

難民等としての各種の保護措置を受ける際に、難民等であることの証明を求められた場合には、これらの証明書を提示してください。

4 在留資格に係る許可

難民等として認定された外国人が在留資格未取得外国人であるときは、一定の退去強制事由に該当せず、かつ、一定の刑罰法令違反により懲役等に処されたことがないときなど、一定の要件を満たした場合には、定住者の在留資格が一律に付与されます。

これにより、3月を超える在留期間となった外国人には在留カードが交付されます。

第4 審査請求

1 審査請求手続

(1) 審査請求人

難民等認定申請をしたものの認定されなかった外国人や難民等の認定を取り消された外国人は、法務大臣に対し、審査請求をすることができます。

(2) 審査請求ができる期間

審査請求期間は、難民等の認定をしない旨の通知又は難民等の認定を取り消した旨の通知を受けた日から7日以内となっています。ただし、天災その他やむを得ない理由があるときは、7日経過後であっても審査請求をすることができます。

(3) 審査請求の窓口

審査請求は、難民等認定申請の場合と同様、審査請求人の住居地等を管轄する地方出入国在留管理局、支局及び出張所で行うことができます。

なお、代理人による審査請求が認められるほか、必要書類を郵送して審査請求をすることもできます。地方出入国在留管理局・支局における審査請求窓口については、本案内の最終ページを参照してください。

(4) 審査請求に必要な書類

次の書類を提出してください。

- | | |
|-----------------------------------|-----|
| ① 審査請求書（窓口へ備え付けてあります。） | 1 通 |
| ② 審査請求の理由を立証する資料（陳述書でも差し支えありません。） | 1 通 |

2 難民審査参与員

難民審査参与員は、人格が高潔であって、審査請求に関し公正な判断をすることができます。かつ、法律又は国際情勢に関する学識経験を有する者のうちから任命されています。また、難民審査参与員を「審理員」とみなして行政不服審査法が適用され、難民審査参与員は審理を主宰し法務大臣に意見を述べることであります。なお、法務大臣は、審査請求の裁決に当たっては、難民審査参与員の意見を聴かなければならないこととされています。

3 法務大臣の裁決

法務大臣が、審査請求には理由がある旨の裁決をし、難民又は補完的保護対象者と認定された外国人には、それぞれ難民認定証明書又は補完的保護対象者認定証明書が交付されます。

難民等として認められた外国人が在留資格未取得外国人であるときは、一定の退去強制事由に該当せず、かつ、一定の刑罰法令違反により懲役等に処されたことがないときなど、一定の要件を満たした場合には、定住者の在留資格が付与されます。

これにより、3月を超える在留期間となった外国人には在留カードが交付されます。

第5 難民旅行証明書

難民の認定を受けて在留している外国人が日本から出国しようとするときは、法務大臣から難民旅行証明書の交付を受けることができます。

1 申請窓口

難民旅行証明書の交付申請の窓口は、難民認定申請の窓口（第3の1の（2）参照。）と同じです。申請は本人出頭が原則ですが、申請者が16歳未満の場合や病気その他の理由により自ら出頭することができない場合は、父母、配偶者、子又は親族がその者に代わって申請を行うことができます。この場合において、代理申請者は、旅券、在留カード等、出生証明書、住民票の写し等代理資格を疎明する資料を提示してください。

2 申請に必要な書類

（1）提出書類

- ア 難民旅行証明書交付申請書（入管庁ホームページに掲載されているほか、窓口でも配布しています。） 1通
- イ 写真（提出の日前6か月以内に撮影された4.5cm×3.5cmの無帽、正面上半身のもので、裏面に氏名及び生年月日が記載されているもの。） 2葉
- ウ 難民旅行証明書（既に交付を受けている場合）
- エ 難民旅行証明書の交付を受けている者が同証明書を提出できない場合にあっては、その理由を記載した書類 1通
- オ 旅券又は在留資格証明書を提示できない者にあっては、その理由を記載した書類 1通

（2）提示書類

- ア 難民認定証明書
 - イ 中長期在留者にあっては、旅券（日本国政府の発行した難民旅行証明書を除く。）及び在留カード
 - ウ 特別永住者にあっては、旅券及び特別永住者証明書
 - エ 中長期在留者及び特別永住者以外の者にあっては、旅券又は在留資格証明書
- （注）代理申請の場合であっても、申請者本人の在留カードや旅券などの提示が必要になります。、代理人が在留カードや旅券などを預かっている間、代理人はこれらの写しを作成し、適宜、代理人の氏名及び代理人による手続中である旨を記載の上、申請者にこれらの写しを携帯させるようにしてください。

3 難民旅行証明書の有効期間

難民旅行証明書の有効期間は、難民旅行証明書の発行の日から5年です。有効期間中は、原則として何度でも日本から出国し、日本に再入国することができます。ただし、日本での在留期間の残りが5年未満の場合等で、難民旅行証明書の有効期間とは別に「日本に入国できる期限」が定められているときは、その期限までに日

本に再入国しなければなりません。日本に再入国できる期限は、難民旅行証明書の3ページに記載されていますので、必ずこれを確認し、難民旅行証明書の有効期間と混同することのないように注意してください。

4 手数料

難民旅行証明書の交付を受ける際には、所要の額を納付しなければなりません。また、外国で難民旅行証明書の有効期間の延長手続を行う場合にも、所要の手数料をその国の通貨で納付しなければなりません。

第6 一時庇護のための上陸許可

一時庇護のための上陸許可は、船舶等に乗っている外国人が難民条約に規定する理由その他これに準ずる理由により、難民に該当する可能性がある場合、又は船舶等に乗っている外国人が補完的保護対象者に該当する可能性がある場合であって、その外国人を一時的に上陸させることが相当であると思料するときに、入国審査官が許可するもので、これは、「国が取り急ぎ保護する（領土的庇護）」ための緊急措置として与えられるものです。

1 申請

(1) 対象者

船舶又は航空機に乗っている外国人

(2) 申請方法

到着した空海港に所在する出入国在留管理官署において、申請者本人が自ら申請してください。ただし、申請者が16歳未満である場合や病気その他の理由により自ら申請できない場合は、申請者に同行する父母、配偶者、子又は親族その他の同行者等が代わって申請を行うことができます。

2 申請に必要な書類

(1) 提出書類

ア 外国人入国記録（通常E／Dカードと呼ばれています。航空機内で配布される場合もありますが、空港の場合であれば、航空会社のカウンターや入国審査ブースで入手することができます。） 1通

イ 申告書（身分事項や申請の理由等を記載するもので、空海港に所在する出入国在留管理官署で配布しています。） 1通

ウ 写真（所持している場合） 2葉

エ 庇護を求める理由があることを証明する資料（所持している場合） 1通

(2) 提示書類

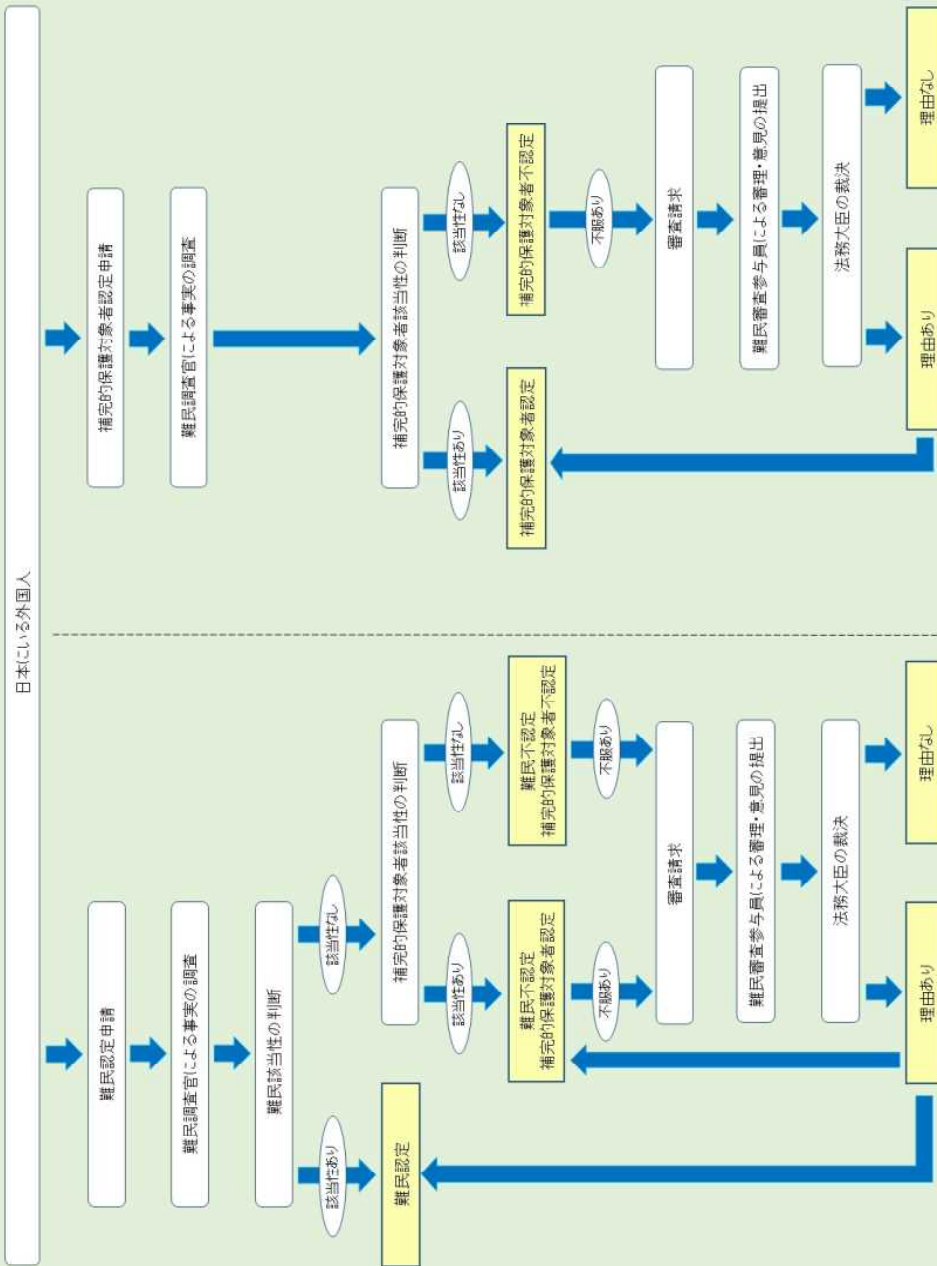
ア 旅券等の渡航文書（所持している場合）

イ 身分を証明する文書（所持している場合）

3 一時庇護許可書の交付

審査の結果、一時庇護のための上陸が許可された場合は、一時庇護許可書が交付されます。同許可書には、上陸期間、住居及び行動範囲等の上陸のための条件が記載されます。

難民認定手続・補完的保護対象者認定手続図解



(難民認定申請及び補完的保護対象者認定申請の窓口)

札幌出入国在留管理局	審 査 部 門
仙台出入国在留管理局	審 査 第 一 部 門
東京出入国在留管理局	難民調査第一部門
成田空港支局	審 査 管 理 部 門
羽田空港支局	審 査 管 理 部 門
横 浜 支 局	就労・永住審査部門
名古屋出入国在留管理局	難 民 調 査 部 門
中部空港支局	審 査 管 理 部 門
大阪出入国在留管理局	永 住 審 査 部 門
関西空港支局	審 査 管 理 部 門
神 戸 支 局	審 査 部 門
広島出入国在留管理局	就労・永住審査部門
高松出入国在留管理局	審 査 部 門
福岡出入国在留管理局	審 査 管 理 部 門
那 覇 支 局	審 査 部 門

(審査請求の窓口)

札幌出入国在留管理局	審 査 部 門
仙台出入国在留管理局	審 査 第 二 部 門
東京出入国在留管理局	難 民 審 判 部 門
成田空港支局	第 二 審 判 部 門
羽田空港支局	審 判 部 門
横 浜 支 局	審 判 部 門
名古屋出入国在留管理局	難 民 審 判 部 門
中部空港支局	審 査 管 理 部 門
大阪出入国在留管理局	審 判 部 門
関西空港支局	審 判 部 門
神 戸 支 局	審 査 部 門
広島出入国在留管理局	審 判 部 門
高松出入国在留管理局	審 査 部 門
福岡出入国在留管理局	審 判 部 門
那 覇 支 局	審 査 部 門